

鳥取県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年3月

(令和7年3月改訂)

目次

一 基本的な事項

| | | | |
|---|-------------------|-----|---|
| 1 | 本計画の目的 | ・・・ | 2 |
| 2 | 過疎地域持続的発展の基本的な方向 | ・・・ | 2 |
| 3 | 過疎地域の持続的発展に関する目標 | ・・・ | 3 |
| 4 | 本計画の達成状況の評価に関する事項 | ・・・ | 3 |
| 5 | 計画期間 | ・・・ | 3 |

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

| | | | |
|----|----------------------------|-----|----|
| 1 | 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成 | ・・・ | 4 |
| 2 | 産業の振興 | ・・・ | 5 |
| 3 | 情報化 | ・・・ | 6 |
| 4 | 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保 | ・・・ | 6 |
| 5 | 生活環境の整備 | ・・・ | 7 |
| 6 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 | ・・・ | 8 |
| 7 | 医療の確保 | ・・・ | 9 |
| 8 | 教育の振興 | ・・・ | 9 |
| 9 | 集落の整備 | ・・・ | 10 |
| 10 | 地域文化の振興等 | ・・・ | 10 |
| 11 | 脱炭素化の推進 | ・・・ | 11 |

一 基本的な事項

1 本計画の目的

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第9条の規定により、鳥取県過疎地域持続的発展方針に基づき、県内過疎地域の持続的発展を図るため、県が過疎地域の市町に協力して講じようとする措置について定めるものである。

2 過疎地域持続的発展の基本的な方向（※鳥取県過疎地域持続的発展方針から再掲）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大都市への集中によるリスクが露呈し、人々の意識、価値観や暮らし方、働き方に変化が生じる中、過疎地域は、これまでのように都市部との格差是正に主眼を置いて都市部の後追的な施策を展開するのではなく、地域住民が誇りと愛着を持って生活できる活力に満ちた持続可能な地域社会の実現を目指した取組が求められる。

また、過疎地域が全国に先じた少子高齢社会であることは、将来の我が国が直面する社会形態を先取りした地域として、その対処すべき対策や手法が注目される。過疎地域の豊かな自然環境や安全な食糧供給拠点、農村景観、歴史・伝統文化といった公益的役割や価値が見直されつつあり、これらを国民全体の財産として、引き継いでいくことが期待されている。

さらに、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けたSDGs（持続可能な開発目標）の理念は、過疎対策の基本理念と軌を一にする。コロナ禍において一層、経済・社会・環境の課題間で利益が相反する状況が生じる中、人口減少や地域経済の縮小といったあらゆる地域課題への挑戦は、SDGsの達成にもつながるものである。

こうした認識のもと、過疎地域に対する国民的な期待・価値観に応じていくためには、過疎市町が地域住民の積極的な参画を得ながら、若年者の流出や高齢化の進行等、地域の直面する課題に適切に対応するとともに、都市部など地域外との積極的な交流・連携を通じて地域活力の向上を図ることが重要である。

このようなことから、県では、過疎市町の過疎地域持続的発展計画の目標達成に向けて、市町の区域を超える広域的な施策、市町相互間の連絡調整、人的・技術的な援助その他の援助を行いながら、次のような方向を目指して、創意工夫のある施策を展開し、持続的発展に向けた取組を積極的に支援する。

①若者定住施策の推進

若年層の定住は、将来的な地域の後継者を確保し、地域の活力を維持していくうえで最も重要である。そのため、地域内はもとより近隣都市を含む通勤圏域内に魅力的な就労の場の確保や、都市からのIJU（移住）ターンを希望する若者が安心して働ける雇用の場や農林水産業への就業の場を確保するとともに、都市等と連絡する道路交通網の整備を図り、併せて若者向け住宅や生活排水処理施設など、生活環境の整備を図る。また、少子傾向に歯止めをかけるため、子どもを安心して育てられる環境づくりに努める。

②安心して住み続けられる地域づくりの推進

急速に進展する高齢社会の中で、過疎地域は高齢社会の先進地として捉えることができる。高齢者に対する介護サービスや生きがい対策などの各分野において、従来の発想に捉われることなく、挑戦的な施策を展開するとともに、地域ぐるみで見守り体制や災害時の避難支援体の構築に取り組むことを通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会システムを創出していく。

③都市との交流・連携の促進

過疎地域は、その山林・農地の多面的機能や豊かな自然環境、安全な食糧供給拠点、農村景観、歴史・伝統文化といった公益的役割や価値が見直されつつあり、加えて精神的安らぎと豊かさを求めて田園回帰志向が高まっている。

こうしたことを踏まえ、二地域居住や副業・兼業、プロボノ、ワーケーションなど、多様な関わり方を通じた都市住民との交流機会の拡大により相互理解を深め、都市にはない田舎の魅力を知ってもらうことでリピーターを獲得し、将来的なI J Uターンへの誘導や都市住民との体験交流を持続的に展開していくことで、都市住民と連携した地域社会の活性化を目指すとともに、雇用機会の創出や起業化を図ることにより過疎地域の持続的発展へとつなげていく。

④地域の人材育成

過疎地域の持続的発展に向けた地域づくりにおいて、地域の担い手の確保が特に重要であることから、移住定住施策、関係人口及び交流人口の創出に係る施策等による外部人材の活用のほか、地域運営組織・企業・大学・NPOなど地域に関わる様々な団体等の活動を引き続き支援するとともに、地域の地域住民自らが地域課題に気づき解決に主体的に関わる動きを支援するなど新たな地域人材の育成を図る。

3 過疎地域の持続的発展に関する目標

各過疎指定地域において県と過疎市町が協力して、「安心して住み続けられる中山間地域創造プラン（令和6年12月制定）」のビジョン達成に向けた施策を実施することで、もって当該地域の人口減少を緩やかにし、過疎地域の人口減少に歯止めをかけることを目標として取組を進める。

4 本計画の達成状況の評価に関する事項

本計画として用いている「安心して住み続けられる中山間地域創造プラン」の施策の方向性や目標指数（KPI）の達成状況等について、毎年度、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）に基づき設置される「中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」において報告等を行い、適切な進捗管理に努める。

5 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度末までの5年間とする。

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

※鳥取県過疎地域持続的発展方針で掲げる「過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項」に加え、同方針に即して県が実施する主な事業は以下のとおりとする。

(事業内容欄に特定の市町名が記載されていない事業は全ての過疎指定市町が対象)

1 移住及び定住、地域間交流の推進、人材育成

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|--------------------------------|---|----|
| 小中高校生への地元定着促進事業 | ○将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる子ども達を育成するため、県内企業の情報発信の促進や、ふるさとキャリア教育の発展を図るなど、児童生徒及び保護者へのアプローチを強化していく。 | |
| 県立高校裁量予算学校独自事業（ふるさとキャリア教育充実事業） | ○ふるさとキャリア塾の実施等により、夢や希望に向かって果敢にチャレンジし、将来の日本や鳥取県に貢献する気概のある生徒を育成する。 | |
| とっとり県民カレッジ講座の開催 | ○市町村や高等教育機関等と連携し、地域の課題解決や地域づくりにつなげる講座等を開催する。 | |
| 県市町村社会教育振興事業 | ○社会教育主事、公民館職員等を対象に、地域の課題に対応できるよう、専門性を高める研修等を開催し、県・市町村の社会教育関係者の資質向上を図る。 | |
| 移住定住受入体制整備事業 | ○県外から鳥取県への移住定住を促進することを目的に、市町村が取り組む移住定住に係る事業に対して支援を行う。 | |
| 鳥取県国内交流補助金 | ○交流人口の増加や交流促進を図り、地域の活性化及び全国への地域情報の発信に資することを目的に、全国各地の鳥取県とゆかりのある又は鳥取県の伝統芸能を継承している地域との交流事業に対し、経費を補助する。 | |
| 地域共生社会の未来を創る人材育成事業 | ○誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりを目指し、地域の担い手育成や若者の地域づくり活動への関心喚起など重層的に人材育成を行う。 | |
| 持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥） | ○県内のNPOや市民団体など（以下「地域づくり団体」という。）が、自らの活動の社会的意義や成果などを広報し、支援者から資金を調達できる仕組みを創り、地域づくり団体の体制基盤強化を図り、持続可能な地域づくりにつなげる。 | |
| ミラ・クル・とっとり運動推進事業 | ○ミラ・クル・とっとり運動の展開により、地域づくり団体が取り組む活動を支援するなどして地域の活性化を一層進める。また、活動表彰や情報発信等により地域づくり活動の裾野の拡大を図る。 | |
| 新たなワークスタイルの推進による関係人口拡大事業 | ○新たな働き方による関係人口の拡大を図るため、企業人材の獲得に向けたワーケーションの実施や副業・兼業のマッチング支援の強化を行うとともに、移住につながりやすいファミリー層への新たな働き方の提案や兼業などによる「転職なき移住」を促進し、地域活性化や移住定住の拡大を図る。 | |
| 中山間地域創造プランを実現！地域課題解決推進事業 | ○県内で活動する地域おこし協力隊の活動活性化や任期後の県内定着に向け、地域おこし協力隊ネットワークと連携し支援を行う。 ○過疎地域等政策支援員により、住民共助の地域づくりの取組に資する人材の育成・充実、県内モデル地区の地域づくりの実践等に向けた地域づくりの専門家としての伴走支援を進める。 | |
| 鳥取県版スタートアップ創出事業 | ○恒常的に成長性の高い企業や地域密着企業が生まれ続ける環境の創出を目指し、創業から1年後に定額支援金を支給する制度や、地域課題解決型ビジネスの創出を後押しする「地域課題解決型起業支援補助金」で支援する。 | |
| 戦略的事業承継推進事業 | ○戦略的な事業承継推進を図るため、支援機関等の支援人材の事業承継関連資格の取得支援や後継ぎ候補者（移住創業希望者や地域おこし協力隊として活動する方等）と後継者不在企業とのマッチングによる企業型事業承継の推進のほか、商工団体と連携したプッシュ型支援等を展開する。 | |

| | | |
|-----------------|---|--|
| とっとり若手人材確保支援事業 | ○学生の就職活動や企業の採用活動のスケジュールに合わせ、県内企業の魅力や情報を発信するとともに、県内外の学生に就業体験（インターンシップ）を提供することで、若者の県内就職を促進し、県内企業の人材確保につなげる。 | |
| 多様な雇用機会創出促進事業 | ○「労働者協同組合」に係る行政庁としての事務の実施、活動する地域や団体の実状に応じ、設立に向けた助言・支援をするための相談窓口を設置することにより、地域における多様な働き方での雇用を創出する。 | |
| 官学連携による地域未来共創事業 | ○令和7年4月に鳥取大学に新設される「地域未来共創センター」と連携し、大学教員と学生が市町村でフィールドワークを行って地域課題を解決する活動を支援する。 | |

2 産業の振興

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|---|--|-------|
| 誘客促進のための観光資源磨き上げ事業（R6） | ○市町村、DMO、観光事業者等と連携の上、県内観光資源の磨き上げを促進するとともに、本県観光全体のおもてなし力向上を図る。 | |
| とっとりエコスタイルツーリズム普及推進事業（R3） 教育旅行誘致強化事業（R4） | ○鳥取ならではの地域資源と、各分野の人材等を活用した体験型教育旅行商品の開発・普及を促進し、鳥取の魅力を来県する児童生徒に伝えることにより、鳥取ファンやリピーターの獲得・拡大を目指す。 | |
| 中山間地域創造プランを実現！ 地域課題解決推進事業 | ○「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用促進と導入後の安定した組合運営のため、アドバイザー（運営手法等のノウハウを持つ団体等への委託を予定）の助言を得つつ、中山間地域等サポートチーム等による伴走支援を進め、県内全域で中山間地域における安定した雇用環境の創出と担い手の確保を図ると同時に既存組合の活性化を進める。 | |
| 超高速情報通信基盤整備補助金事業 | ○企業活動、医療、教育、防災などで県民が快適にICTを利用できる環境を整備するため、情報通信格差の是正を図ることを目的とした光ファイバ網等の整備を行う市町村に対し、その経費を補助する。 | |
| 経営体育成基盤整備事業 | ○山根地区（鳥取市） 区画整理 11.4ha 用水路 0.2km ○折渡地区（日南町） 区画整理 26.1ha 用水路 1.0km | |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業 | ○船岡地区（八頭町） 区画整理 6.5ha ○印賀地区（日南町） 区画整理 6.3ha ○白谷地区（日南町） 区画整理 8.9ha ○山上地区（八頭町） 区画整理 39.9ha | |
| 畑地帯総合整備事業 | ○中山2期地区（大山町） 畑地かんがい 224ha 農道 2.2km ○名和2期地区（大山町） 畑地かんがい 138ha ○中山3期地区（大山町） 畑地かんがい 74ha 農道 1.8km 営農飲雑用水施設1式 ○名和3期地区（大山町） 畑地かんがい 692ha 農道 1.8km ○富江地区（伯耆町） 畑地かんがい 38.9ha 区画整理 19.3ha | |
| きのこ王国とっとり推進事業 | ○原木しいたけのブランド化、生産体制の整備に対する支援 | |
| 原木シイタケ菌興 115号新品種開発推進事業 | ○原木しいたけの更なるブランド化を進めるため、美味・厚肉で収穫期間が長い新品種を開発する。 | R6 限り |
| きのこ王国とっとりシェア拡大推進事業 | ○きのこ王国と通りの実現に向け、菌床製造施設の整備を支援するとともに、健康機能性成分を多く含むきのこの機能性・生産性の向上を図る研究を委託し、鳥取県産きのこのシェア拡大を推進し、きのこ産業の振興を図る。 | R7 新規 |
| とっとりウッドチェンジ戦略事業 | ○乾燥材の生産力強化、品質向上に向けた製材所の現場診断や新たな乾燥方法の実証試験を行う。 | |

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 戦略的事業承継推進事業 【再掲】 | ○戦略的な事業承継推進を図るため、支援機関等の支援人材の事業承継関連資格の取得支援や後継ぎ候補者（移住創業希望者や地域おこし協力隊として活動する方等）と後継者不在企業とのマッチングによる企業型事業承継の推進のほか、商工団体と連携したプッシュ型支援等を展開する。 | |
| 産業未来共創補助金（事業承継推進型） | ○産業未来共創補助金（事業承継促進型）を拡充し、従前からの事業承継後の取組に加え、事業承継前の買主側・売主側のコンサルティング費用等を補助対象にし、事業承継のフェーズに合わせた支援を行う。 | |
| 社会・地域課題解決に資する共創型企業誘致推進事業 | ○県内への若者定住やIJUターンによる持続可能な地域づくりの推進に資するため、事業者、教育機関、行政など全ての関係者が共創し、若い人が就職したくなる企業の誘致に繋がる活動を実施する。 | |
| 鳥取県産業未来共創補助金 | ○鳥取県産業未来共創条例に基づき認定を行った事業者の新たな取組及び設備投資に対し、産業未来共創補助金を交付する。 | |
| 鳥取県版スタートアップ創出事業 【再掲】 | ○恒常的に成長性の高い企業や地域密着企業が生まれ続ける環境の創出を目指し、創業から1年後に定額支援金を支給する制度や、地域課題解決型ビジネスの創出を後押しする「地域課題解決型起業支援補助金」で支援する。 | |

3 情報化

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|-----------------------------------|--|----|
| オンライン行政手続県民活用支援事業 | ○行政手続のオンライン化の取組に合わせ、全ての県民が等しく必要な情報やサービスを受けられるよう、デジタル対応に不慣れな方々からの相談に対応する。 | |
| 認知症サポートプロジェクト事業（デジタルを活用した認知症予防啓発） | ○老人クラブと連携し、機器の使い方や、遠方の家族とコミュニケーションをとるアプリ等の使い方を高齢者同士で教え合うなど、自立的に学び合えるスマートフォン教室を開催する。 | |
| 超高速情報通信基盤整備補助金事業 【再掲】 | ○企業活動、医療、教育、防災などで県民が快適にICTを利用できる環境を整備するため、情報通信格差の是正を図ることを目的とした光ファイバ網等の整備を行う市町村に対し、その経費を補助する。 | |

4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|-----------------------|--|--------|
| 地域高規格道路整備事業 | ○産業活動等の骨格となる高速道路網を整備する事業。 （倉吉市、江府町） | |
| 社会資本整備総合交付金（国道改築） | ○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。 （日野町、日南町） | |
| 社会資本整備総合交付金（県道改良） | ○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。 （鳥取市、八頭町、琴浦町） | |
| 社会資本整備総合交付金（広域連携（道路）） | ○広域での観光や物流の活性化を図るため、複数都道府県が連携して基盤整備等を総合的に推進する道路事業。 （鳥取市、岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、大山町） | |
| 防災・安全交付金（町道） | ○過疎法の規定に基づき、都道府県が道路管理者である市町村に代わって、町道を整備する事業。 （岩美町、大山町） | ※市町村代行 |
| 防災・安全交付金（国道改築） | ○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。（鳥取市、智頭町、江府町、伯耆町、日野町、日南町） | |

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| 防災・安全交付金（県道改良） | ○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。 （鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、北栄町、大山町、南部町、伯耆町、日南町） | |
| 林道 | ○麓山線（鳥取市、智頭町） 幅員4.0m 延長2.0km ○桑原河内線（鳥取市） 幅員4.0m 延長0.6km ○根安春米線（若桜町） 幅員4.0m 延長1.7km ○中ノ津線（智頭町） 幅員4.0～5.0m 延長1.6km ○因美線（智頭町） 幅員4.0～5.0m 延長3.0km ○窓山線（日南町） 幅員4.0～5.0m 延長3.0km ○宝仏山2号線（日南町） 幅員4.0～5.0m 延長1.0km ○宝仏山1号線（江府町） 幅員4.0～5.0m 延長0.3km ○嶽山線（八頭町） 幅員4.0m 延長1.6km | |
| コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進事業 | ○交通事業者と住民の協働による交通システム構築や住民共助型の共助運送、交通空白地有償運送など、住民・地域・行政の共創によるコミュニティ・ドライブ・シェアを推進する市町村に対する補助 | |
| 地域バス交通等体系整備支援事業 | ○バス事業者が運行する広域路線のバス運行費等に対する補助 | |
| 若桜鉄道維持存続支援事業 | ○鉄道施設維持のための地元両町への補助（若桜町、八頭町） | |
| 鉄道による地域活性化事業 | ○在来線の整備促進や鉄道の利用促進に向けた活動 | |
| 鳥取型地域交通 MaaS 推進事業 | ○複数の交通手段を統合し、1つの移動サービスとして検索から予約、支払いまで可能にし、交通の効率化を目指したサービス（MaaS）に係る実証実験や基盤整備の実施 | |

5 生活環境の整備

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|-------------------|--|----|
| 鳥取県防災・危機管理対策交付金事業 | ○自助・共助を担う住民による自主防災活動の促進や、市町村による防災・減災対策を促進するため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により支援を行う。 | |
| 地域防災リーダー養成・連携促進事業 | ○防災士をはじめとする地域防災リーダーの養成とスキルアップのための研修会防災士等が意見や情報を交換する防災士連絡会を開催する。 | |
| 県民と共に守る防災活動実践事業 | ○地域の防災研修会等に鳥取県自主防災活動アドバイザーを派遣し、講演、助言等を行う。 | |
| 消防団支援・連絡調整事業 | ○消防団の機能を維持していくため、多様な人材が消防団に加入できるよう広報活動等を行うほか、功労が顕著と認められる者や、他の模範となる消防団・分団・消防団員及び消防団活動に協力的な事業所に対する知事表彰を行う。また、少年消防クラブの設立や活動を支援する。 | |
| 広域景観形成支援事業 | ○広域にわたる景観資源（日本風景街道、若桜鉄道、大山、ジオパーク等）を共有する複数の市町村が連携・協調して行う景観形成、保全・活用の取り組みを推進するため、これらの市町村が共同で策定する広域景観形成行動計画に基づく事業及び計画を策定するために行う事業に対し助成を行う。 | |
| 合併処理浄化槽設置推進事業 | ○生活排水処理施設の整備を推進するため、個人設置型浄化槽又は市町村設置型浄化槽の設置費用等の一部を市町村に補助する。 | |
| 農業集落排水事業 | ○農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため、農業集落排水施設の整備、改築費用等の一部を市町村に補助する。 | |
| 農地を守る直接支払事業 | ○中山間地域等の条件不利地域において平地農業との生産コスト差等を支援。 | |
| 多面的機能支払交付金事業 | ○農地・水路等の地域資源の質的向上を図り、農業の有する多面的機能を発揮する共同活動を支援。 | |
| 造林事業 | ○森林の多面的機能の維持発揮と山村地域の発展を図るため、間伐等の適切な森林整備の実施に対して支援を行う。 | |

| | | |
|------------------|---|--|
| 空き家除却等支援事業 | ○県内各所において、適正に管理されない状態の危険な空き家が顕在化し生活環境の悪化等の問題が生じていることから、空き家の除却等に取り組む市町村を支援する。 | |
| 空き家利活用・抑制推進事業 | ○年々深刻化が増す空き家問題を改善するため、市町村を通じた所有者等への支援や、まちづくり団体等の育成、空き家（中古住宅）の不安解消や魅力促進に資する取組、県民に対する意識啓発や機運醸成等、空き家の「利活用促進」の切り口から空き家対策に資する取組を進める。 | |
| 空き家抑制「住み継ぎ」リレー事業 | ○高齢化や核家族化により今後更なる空き家の増加が予測される等、空き家問題が深刻化する中、独居もしくは夫婦のみで暮らす高齢者世代の居宅に若者等が同居することにより、将来空き家化する可能性の高い居宅を次の世代にリレーし新たな空き家の発生抑制を図る。 | |
| 治山事業 | ○緊急度や優先度を考慮しながら治山施設の重点的整備実施 | |
| 砂防事業 | ○緊急度や優先度を考慮しながら砂防、急傾斜、地すべり対策施設の重点的整備実施 | |
| 急傾斜地崩壊対策事業 | | |
| 地すべり対策事業 | | |

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|---------------------|---|----|
| とっとり婚活応援プロジェクト事業 | ○結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚につなげられるよう、マッチングを実施するとっとり出会いサポートセンターの運営、婚活イベントのメール配信や婚活イベント開催への支援を行う。 | |
| 鳥取県版不妊治療拡大事業 | ○国により不妊治療が保険適用化される中で、保険外併用で実施される先進医療及び全額自費診療として行われる治療に対して県独自の助成を行う。 | |
| 願いに寄り添う妊娠・出産応援事業 | ○不妊検査費用の支援に加え、不妊治療と不育症検査に対する支援及び不妊専門相談センターの運営を専門医療機関に委託して実施する。 | |
| 子育て支援市町村応援事業 | ○創意工夫を行い地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり等に取り組む市町村に対して交付金を交付し、市町村の取り組みを支援、促進する。 | |
| 健やかな妊娠・出産のための応援事業 | ○教育・相談体制の充実や、思春期から妊娠・出産等に関する正しい知識を普及するなど、地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進め、安心・安全な妊娠・出産等の支援を充実する。 | |
| 産前産後のパパママほっとずっと応援事業 | ○産後ケア事業に係る利用者自己負担額の無償化を図るとともに、産後ケア（宿泊型）施設に係る改築費用等を支援する。加えて、地域の助産所を心の休息の取れる居場所として利用を促進するオープンデーの開催や父親への講習を実施する。 | |
| 特別医療費助成事業 | ○重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費（本人負担分）のうち、市町村が助成した金額の2分の1を県が補助する。 | |
| 保育料無償化等子育て支援事業 | ○中山間地域において、自治体独自の保育料無償化に取り組む市町村に対して助成を行う。 | |
| 鳥取県自然保育促進事業 | ○とっとり森・里山等自然保育認証制度認証園の運営費補助及び保育料の軽減、とっとり自然保育認証制度認証園が行う自然体験活動の支援を行う。 | |
| 高校生通学費助成事業 | ○県内の市町村に住所を有し、公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等へ通学する生徒に対し、一定の月額負担を超える経費について市町村ともに支援を行う。 | |
| 孤独・孤立対策市町村等支援強化事業 | ○低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、個々の市町村に応じた包括的な支援体制づくりを後押しする。 | |

| | | |
|----------------|---|--|
| 子どもの貧困対策総合支援事業 | ○地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業を統合。 | |
| 児童育成支援拠点事業 | ○児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。 | |
| 障がい児等地域療育支援事業 | ○在宅の障がい児等が、身近な地域で療育指導、相談を受けられるよう、必要に応じて保育所や幼稚園等に専門のスタッフを派遣する。 | |

7 医療の確保

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|-----------------|---|----|
| へき地医療拠点病院設備整備事業 | ○へき地医療拠点病院が設備を整備する場合に補助する。 | |
| へき地医療拠点病院運営事業 | ○へき地医療拠点病院が無医地区等への巡回診療やへき地診療所への医師派遣、代替医師の派遣等を行う場合に必要な経費を補助する。 | |
| へき地保健指導所運営事業 | ○保健指導の確保充実を図るため、へき地保健指導所の運営費を補助する。 | |
| 医師確保奨学金等貸付事業 | ○地域医療を担う医師の確保、充実を図るため、県内の医療機関で勤務することを条件に、医学生に対して修学資金を貸与する。 | |
| 自治医科大学負担金 | ○へき地等の地域医療を担う医師を養成するため、全国の都道府県が共同して設立した自治医科大学の運営に要する経費を負担する。 | |

8 教育の振興

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|----------------------|---|----|
| 地域に根差した魅力ある学校づくり推進事業 | ○地元自治体等の地域と連携しながらそれぞれの高校の魅力・特色の充実、向上を図るとともに、地域と協働して県外生徒等を受け入れるための住環境を整備することで、県内外からの入学生を増加させ、多様な価値観に触れ、切磋琢磨する環境を創出するとともに、学校・地域の魅力化、活性化を図る。 ○「平成31年度以降の県立高等学校の在り方に関する基本方針」に基づき、 ・地域の産業や文化についての学習や、地域の課題を題材とした学習等を積極的に取り入れ、生徒に鳥取県民としての誇りと自覚、地域貢献の意識を醸成する教育を推進する。 ・地元自治体における協議会の設置や地域と学校をつなぐコーディネーターの配置などの動きと連携し、高等学校の特色化・魅力化を推進する。 なお、地域と連携した人材の育成など特色ある取組を推進している小規模校については、その存続に最大限努力する。 また、将来の人口減少を見据え、令和8年度以降の県立高等学校の在り方に関する基本方針に基づいた取組を行う。 | |
| 学校教育施設の整備 | ○過疎地域における教育施設は、適切な時期に老朽化対策を行い施設の長寿命化に努めるとともに、住民との交流や学習の拠点としての機能にも配慮した整備に努める。 | |
| 学校教育施設の ICT 環境整備 | ○過疎地域における教育施設は、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、1人1台端末を着実に整備・更新するとともに、各教室や情報処理室等にパソコン、プロジェクター等の情報環境を整備する。 また、情報教育や情報共有のインフラ基盤である教育情報通信ネットワークにおいて、安定したインターネット環境、メールサービス等の提供ができるよう整備・充実を図る。 | |

| | | |
|--------------------|---|--|
| 高校生通学費助成事業 【再掲】 | ○県内の市町村に住所を有し、公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等へ通学する生徒に対し、一定の月額負担を超える経費について市町村ともに支援を行う。 | |
|--------------------|---|--|

9 集落の整備

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|--------------------------------------|---|----|
| 安心して住み続けられるふるさとづくり推進事業 | ○地域・集落のふるさとづくり実現に必要な「生活機能の維持・確保」、「地域・集落基盤（拠点）の創設・強化」に資する新たな取組に対して市町村を介して支援する。 | |
| 地域の暮らしを支える買物環境確保事業 | ○地域における買物拠点の閉店等により買物環境を含む暮らしの持続可能性が失われることが危惧される中、市町村が主体的に行う買物環境確保に向けた事業に対して支援するとともに、市町村をまたぐ移動販売を支援することにより、将来にわたり持続的な買物環境の維持・確保を図る。 | |
| 中山間地域創造プランを実現！ 地域課題解決推進事業 【再掲】 | ○県内で活動する地域おこし協力隊の活動活性化や任期後の県内定着に向け、地域おこし協力隊ネットワークと連携し支援を行う。 ○過疎地域等政策支援員により、住民共助の地域づくりの取組に資する人材の育成・充実、県内モデル地区の地域づくりの実践等に向けた地域づくりの専門家としての伴走支援を進める。 | |
| 社会資本整備総合交付金（国道改築） 【再掲】 | ○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。 （日野町、日南町） | |
| 社会資本整備総合交付金（県道改良） 【再掲】 | ○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。 （鳥取市、八頭町、琴浦町） | |
| 社会資本整備総合交付金（広域連携（道路）） 【再掲】 | ○広域での観光や物流の活性化を図るため、複数都道府県が連携して基盤整備等を総合的に推進する道路事業。 （鳥取市、岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、大山町） | |
| 防災・安全交付金（国道改築） 【再掲】 | ○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。 （鳥取市、智頭町、江府町、伯耆町、日野町、日南町） | |
| 防災・安全交付金（県道改良） 【再掲】 | ○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。 （鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、北栄町、大山町、南部町、伯耆町、日南町） | |

10 地域文化の振興等

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|--------------------|--|----|
| 文化芸術拠点施設運営費 | ○伝統芸能に係る魅力発信や保存団体の活性化等に向け、指定管理者による文化芸術事業として「伝統芸能まつり」を実施する。 | |
| 工芸・アート村推進事業 | ○県内外から複数のアーティストが地域に移り住み、活気ある創作活動が行われることで地域に新たな交流を創出し、地域の活性化を図る。 | |
| 鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金 | ○文化財の保存・保護を図ることを目的として市町村、文化財の所有者及び管理団体が文化財の保存又は保護のために行う事業に対して支援する。 | |
| 地域民俗芸能再生事業費補助金 | ○無形民俗文化財の保護団体（国・県指定を除く）等が行う後継者育成を目的とした事業を支援する。 | |
| 「とっとり匠の技」活用モデル助成事業 | ○大工、左官、建具、畳、瓦の技能士による伝統技能を活用した非住宅建築物の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する | |

1 1 脱炭素化の推進

| 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|--------------------|--|----|
| 鳥取スタイル PPA 導入推進事業 | ○電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電(PPA)を促進するため、県有施設への太陽光発電設備の導入・PPA実証や鳥取スタイルPPAの普及啓発等を行う。 | |
| 地域資源活用エネルギー導入推進事業 | ○小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等の達成のため、地域団体、NPO、市町村、エネルギー事業者等が取り組む事業を支援する。 | |
| 県有施設脱炭素化事業(LED 改修) | ○脱炭素化を推進するため、県有施設(築 20 年度経過した 43 施設)の LED 化を行う。 | |
| とっとり健康省エネ住宅普及促進事業 | ○新築又は既存住宅の改修において、国の省エネ住宅基準を上回る県独自のとっとり健康省エネ住宅性能基準に適合する住宅を認定し、消費者向けの広報・普及啓発、技術者の養成のほか、認定住宅に対し助成する | |